

北上市災害対策本部長訓令第1号

北上市災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月28日

北上市災害対策本部長
北上市長 八重樫 浩 文

北上市災害対策本部規程の一部を改正する訓令

北上市災害対策本部規程（平成3年北上市災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(副本部長、本部付及び本部員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、企画部長、危機管理監、財務部長、まちづくり部長、生活環境部長、福祉部長、健康こども部長、農林部長、商工部長、<u>商工部参事、都市整備部長、都市整備部技監</u>、教育部長、会計管理者及び<u>議会事務局長</u>をもって充てる。</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(副本部長、本部付及び本部員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、企画部長、危機管理監、財務部長、まちづくり部長、生活環境部長、福祉部長、健康こども部長、農林部長、商工部長、都市整備部長、教育部長、会計管理者、<u>議会事務局長及び技監（北上市市長部局行政組織規則（平成8年北上市規則第2号）第22条第3項に規定する技監をいう。）</u>をもって充てる。</p> <p>4・5 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和8年5月28日から施行する。